

川崎市都市景観形成地区等街なみ誘導助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、都市景観形成地区又は景観計画特定地区（以下「都市景観形成地区等」という。）において、川崎市都市景観条例（平成6年川崎市条例第38号。以下「条例」という。）第28条第1項の規定により、都市景観の形成に寄与する行為のうち特に市長が必要と認めるものに関し、予算の範囲内で助成金を交付することで、魅力的な街なみ景観を早期に実現することを目的とする。

(通則)

第2条 川崎市都市景観形成地区等街なみ誘導助成金の交付については、川崎市補助金等の交付に関する規則（平成13年川崎市規則第7号）に定めのあるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第3条 この要綱において使用する用語の定義は、条例及び川崎市都市景観条例施行規則（平成7年川崎市規則第42号）で使用する用語の例による。

(助成対象事業)

第4条 助成の対象となる事業は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 公開空地整備事業 外壁の後退についての景観形成基準が定められている都市景観形成地区等において行う、次に掲げる事業をいう。

ア 公開空地舗装整備事業 外壁の後退部分を公開空地として景観に配慮した整備を行う場合（修繕を含む。）の当該外壁の後退部分の舗装（路盤部分の工事を除く。）を行う事業

イ 公開空地既存構造物整備事業 外壁の後退部分において、既存構造物の撤去又は移設（建築物の建替えに伴うものは除く。）を行う事業

(2) モデル改修事業 主要駅周辺の拠点地区、歴史、観光、レクリエーション等の観点から重要な地区又は商店街等の地域の生活拠点となっている地区である都市景観形成地区等において、景観形成基準が定められ、又は変更された際、現に存する建築物、工作物又は広告物が当該景観形成基準に適合しない場合に、当該建築物、工作物又は広告物の撤去、改修等（建築物の新築、改築に伴って行う工作物若しくは広告物の設置、改修、撤去等又は貸店等において賃貸借契約を締結した相手方の変更に伴う広告物の設置、改修、撤去等を除く。）を先導的に行う地区（以下「モデル改修事業地区」という。）において行う、次の各号に掲げる事業をいう。

ア 広告物等改修事業 広告物についての景観形成基準が定められ、又は変更された際、モデル改修事業地区内に現に存する広告物が当該景観形成基準に適合しない場合において、第10条又は第12条の規定による承認を受けた事業計画書に基づいて行う、モデル改修事業地区内に存する当該広告物の過半のものの撤去、改修、改築等を行う事業

イ 壁面等改修事業 外壁の色彩若しくは緑化についての景観形成基準が定められ、又は変更された際、モデル改修事業地区内に現に存する建築物又は工作物が当該景観形成基準に適合しない場合において、第10条又は第12条の規定による承認を受けた事業計画書に基づいて行う、モデル改修事業地区内に存する当該建築物又は工作物の過半のものの壁面

の改修（建築物の2階以下の部分若しくは工作物の地上8m以下の部分の色彩の変更を行うもの又は壁面緑化が可能な外壁の仕様への変更を行うもの。）を行う事業

- (3) 歴史的景観保全誘導事業 旧街道等の歴史性を有する都市景観形成地区等において、その景観を保全し、又は新たに修景を施すために行う、次に掲げる事業をいう。

ア 街なみ重要建造物保存事業 川崎市都市景観審議会が都市景観の形成を推進する上で必要と認める、歴史的及び景観的に重要な建造物を保存するための補修等を行う事業

イ 歴史的意匠誘導事業 建築物の2階以下の部分又は工作物の地上8m以下の部分について、次の各号に掲げる歴史的な景観の形成に資する意匠を施す事業

- (ア) 外壁面に和風の庇を設置するもの
- (イ) シャッターを和風のデザインで修景するもの
- (ウ) 開口部に和風の格子を設置するもの
- (エ) 土壁、木調、その他和風に外壁を塗り替えるもの
- (オ) バルコニー等に和風の手摺を設置するもの
- (カ) 和風の木製看板を設置するもの

(助成の種類)

第5条 助成の種類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 公開空地整備助成 前条第1号に規定する事業に要する費用に対し行うもの
- (2) モデル改修助成 前条第2号に規定する事業に要する費用又は事業計画の作成に係る費用に対し行うもの
- (3) 歴史的景観保全誘導助成 前条第3号に規定する事業（同号(エ)、(オ)、(カ)のうち、建築物の新築に伴って行われるもの又は同号(カ)のうち、貸店等における借主の変更等に伴って行われるものを除く。）に要する費用に対し行うもの

(助成の対象者)

第6条 前条各号に掲げる助成は、第4条各号に掲げる事業の対象となる土地、建築物、工作物又は広告物について、所有権、賃借権その他これと同等の権利を有する者を対象とする。ただし、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）及び次の各号に掲げる団体は、助成の対象としない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。）
- (2) 法人にあっては、代表者又は役員の中に暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）に該当する者があるもの
- (3) 法人格を持たない団体にあっては、代表者が暴力団員に該当するもの

(助成金の額及び助成率)

第7条 助成金の額は、第4条各号に掲げる事業に要する費用について、市長が査定し、次に掲げる助成率により助成限度額の範囲内において決定する額とする。

助成の種類				助成率	上限額
公開空地整備助成	公開空地舗装整備事業			1／2以下	60万円／敷地
	公開空地既存構造物整備事業	既存構造物撤去工事		9／10以下	40万円／敷地
		既存構造物移設工事			100万円／敷地
		既存構造物移設工事 (消火栓設備移設工事を含む)			130万円／敷地
モデル改修助成	モデル改修事業計画書作成			1／2以下	100万円／都市景観形成地区等
	広告物等改修事業				80万円／区画
	壁面等改修事業				50万円／敷地
歴史的景観保全誘導助成	街なみ重要建造物保存事業			1／2以下	250万円／敷地
	歴史的意匠誘導事業	新築時※1	和風庇の設置	1／2以下	35万円／区画
			シャッターの和風修景		25万円／区画
			開口部の和風格子の設置		20万円／区画
		改修時※2	和風庇の設置		40万円／区画
			シャッターの和風修景		30万円／区画
			開口部の和風格子の設置		30万円／区画
			外壁の和風塗替え		45万円／敷地
			和風手摺の設置		35万円／区画
			和風看板の設置		10万円／区画

※1 複数の工事を組合わせることも可能であるが、その場合、合計の助成限度額は、1敷地あたり55万円とする。

※2 複数の工事を組合わせることも可能であるが、その場合、合計の助成限度額は、1敷地あたり120万円とする。

2 工事等に係る経費のうち消費税及び地方消費税は、助成の対象外とする。

3 算定した助成金の1,000円未満の端数については切り捨てるものとする。

(景観づくり推進団体)

第8条 景観計画特定地区の関係住民は、当該地区内の関係住民の多数の支持を受けた上で、モデル改修事業助成の申請等を行うことを目的として、景観づくり推進団体を設立することができる。

(事業計画書の提出)

第9条 景観形成協議会又は景観づくり推進団体（以下「景観形成協議会等」という。）は、モデル改修事業助成を受けて都市景観の形成に寄与する活動を行おうとする場合は、景観形成基準を定めてから3年以内（ただし、市長が必要と認めた場合は、申請期間を延長することができるものとする。）に、別に定めるところにより、事業計画書を提出して、市長の承認を受けなけ

ればならない。

（事業計画書の承認）

第10条 市長は、前条の規定による申請を受理した場合において、当該申請の内容を審査し、承認することを決定したときは、別に定めるところにより、申請者に通知するものとする。

（事業計画書の変更）

第11条 景観形成協議会等は、前条の規定による通知を受けた後に申請内容を変更しようとするときは、別に定めるところにより、市長の承認を受けなければならない。

（事業計画書の変更の承認）

第12条 第10条の規定は、前条の申請に対する承認について準用する。

（事業の期間）

第13条 モデル改修助成に係る事業は、事業計画書を提出しようとする日の属する会計年度の翌年度に事業着手し、その年度内に終了するものとする。

2 景観形成協議会等は、モデル改修事業に係る事業工程等を適正に管理し、事業計画書に記された内容が適正に執行されるよう努めるものとする。

（助成の申請）

第14条 モデル改修助成の申請をしようとする者は、あらかじめ、事業の内容が事業計画書に適合している旨の景観形成協議会等の承認を得た上で、別に定めるところにより、市長に申請しなければならない。

2 公開空地整備助成又は歴史的景観保全誘導助成の申請をしようとする者は、別に定めるところにより、市長に申請しなければならない。

（交付の決定）

第15条 市長は、前条の規定による申請を受理した場合において、当該申請の内容を審査し、助成金を交付することを決定したときは、別に定めるところにより、申請者に通知するものとする。

2 市長は、助成金の交付を決定する場合において、その目的を達成するために必要があると認めるときは、当該助成金の交付について条件を付すものとする。

（警察への確認）

第16条 市長は、第14条の申請者、前条の交付の決定を受けた者又は第19条第3号の規定により事業を承継した者が、第6条ただし書の規定のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。ただし、当該確認のために個人情報を神奈川県警察本部長に提供するときは、神奈川県警察本部長に対して当該確認を行うことについて、当該個人情報の本人の同意を得るものとする。

（交付の取消し）

第17条 市長は、交付の決定を受けた者が、第6条ただし書の規定のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（申請の取下げ）

第18条 第15条の通知を受けた者（以下「助成対象者」という。）は、その交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、交付決定の通知を受けた日から30日以内に、別に定めるところにより、申請を取り下げることができる。

(変更、中止等の申請)

第19条 助成対象者は、第15条の通知を受けた後、次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、別に定めるところにより、市長の承認を受けなければならない。

- (1) 事業の内容を変更しようとするとき（軽微な変更の場合を除く。）
- (2) 事業の全部又は一部を中止し、又は廃止しようとするとき
- (3) 事業の全部又は一部を他に承継させようとするとき

(変更、中止等の承認)

第20条 市長は、前条の規定による申請を受理した場合において、当該申請の内容を審査し、承認することとしたときは、別に定めるところにより、申請者に通知するものとする。

2 市長は、申請の内容を承認する場合において、助成金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、当該助成金の交付について条件を付すものとする。

(遅延等の報告)

第21条 助成対象者は、事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき又は事業の遂行が困難になったときは、別に定めるところにより、速やかに市長に報告しなければならない。

(完了報告)

第22条 助成対象者は、事業が完了したときは、別に定めるところにより、速やかに市長に報告しなければならない。

(助成金額の確定)

第23条 市長は、前条の報告を受けた場合には、報告書の審査及び必要に応じて現地調査を行い、その内容が適正であると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、別に定めるところにより、助成対象者に通知するものとする。

(助成金の請求等)

第24条 助成対象者は、前条の通知を受理した後、速やかに市長に助成金の適正な請求書を提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書に基づき、助成金を交付するものとする。

(助成金の経理等)

第25条 助成対象者は、助成事業に係る収入及び支出を記載した帳簿を備えるとともに、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(財産の処分の制限)

第26条 助成対象者は、事業により完成した建造物、工作物、広告物等については、事業が完了した日の属する会計年度の終了後10年間、撤去、交換等をしてはならない。ただし、災害等による破損に伴う改修、貸店等において賃貸借契約を締結した相手方の変更に伴う広告物の撤去その他やむを得ない事情があると認められる場合は、この限りでない。

(委任)

第27条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、まちづくり局長が定める。

附 則

この要綱は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 4 年 3 月 2 8 日から施行する。